令和 5 年 1 1 月 2 2 日 3 0 2 会 議 室

令和5年第22回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和5年第22回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年11月22日(水)

開会午後1時30分閉会午後2時22分

- 2 場 所 302会議室
- 3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本一弘 伊藤憲春

小林章子 小柳郁美

署名委員 小柳郁美

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 齋藤 真志 教育総務課長 小林 直弘 学校施設建替担当課長 鈴木 信貴 学務課長 澤田 克己 指導課長 佐藤 達哉 統括指導主事 片山 伸哉 統括指導主事 野津 公輝 教育支援課長 鈴木 峰宏 学校給食課長 青木 勇 生涯学習推進センター長 庄司 康洋

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 和田 健治 柏﨑 彩花

案 件

- 1 報告
 - (1) 令和5年第3回立川市議会定例会報告について
 - (2) 立川市社会教育関係団体の登録更新について
- 2 その他

令和5年第22回立川市教育委員会定例会議事日程

令和 5 年 1 1 月 2 2 日 3 0 2 会 議 室

- 1 報告
 - (1) 令和5年第3回立川市議会定例会報告について
 - (2) 立川市社会教育関係団体の登録更新について
- 2 その他

◎開会の辞

- ○栗原教育長 ただ今から、令和5年第22回立川市教育委員会定例会を開催いたします。 署名委員に小柳委員、お願いいたします。
- ○小柳委員 はい、承知しました。
- **○栗原教育長** よろしくお願いいたします。

本日は、報告2件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。 次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日、第22回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、片山統括指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎報 告

- (1) 令和5年第3回立川市議会定例会報告について
- **○栗原教育長** 初めに、1 報告(1)令和5年第3回立川市議会定例会報告について、に入ります。

齋藤教育部長、説明をお願いいたします。

○齋藤教育部長 それでは、令和5年第3回立川市議会定例会について、ご報告いたします。 資料をご覧ください。

会期は、9月25日から10月31日までの37日間で、日程は5ページの令和5年第3回市議会定例会会議日程表のとおりとなります。

1ページにお戻りください。今議会は、酒井市長が就任して初めての市議会となり、市長所信表明に対する質疑が9月26日に行われ、4人の議員から質問がございました。

教育関連の質問への答弁要旨をご紹介させていただきます。

まず、山本みちよ議員からは、小学校給食費無償化の根底にある考え方を問われ、子育てしやすい立川を目指す公約の主要施策で、保護者の経済的負担を軽減し、子育て世代の保護者や子どもたちが希望を持ち、安心できるように実現を目指していること、また不登校児童・生徒への支援強化として、教育支援センターの拡充を図るべきとの問いには、令和5年度からスクールソーシャルワーカーを配置し、支援体制のさらなる強化を図り、不登校児童・生徒に対し授業のオンライン配信や面談といった遠隔支援、スクールソーシャルワーカーの家庭訪問や学校訪問など、ニーズに応じた支援を引き続き充実させることをお答えしております。

また、校舎への太陽光発電設備の設置加速について問われまして、建替え予定の小・中学校については、本市のエネルギー対策の方針等を踏まえ、建替え時に20キロワット相当を設

置し、その他の小・中学校は松中小の中規模改修の設計において屋上の耐久性等を検証し、 その設置可能な内容でモデル的に設置するとともに、他校への設置に向けた課題を PPA の活 用を含めて整備する旨をお答えしております。

次に、中町議員から給食無償化について問われ、先の議員への答弁のほか、スケジュールとしては令和6年度当初予算編成過程の中で課題整理や制度の構築などに着手し、早期実現を目指すことや、中学校給食の無償化は、小学校での無償化の実施後、国や東京都の動向、財源等を注視しながら検討することをお答えしました。また経営方針で示す中央図書館窓口業務の検証を踏まえた、最適なサービス提供手法に基づく取組の推進について見解を問われ、公共サービスの民間委託は、個別事業全体の委託化については行政側でのノウハウの喪失の恐れがあり、重要拠点など一部が直営である必要性があることや、関係者の声を丁寧に聞きながら取組を進めることをお答えしております。

わたなべ議員からは、学校給食での安全・安心な食の提供について、顧客満足度の観点から、子どもたちからの給食アンケートの実施を含めた取組の必要性を問われました。栄養バランスの取れた食事の提供を安全性を確保し実施しており、新たに稼働した東共同調理場でも本市の求める要求水準を基に、運営事業者にモニタリングを実施するなど、安全・安心な給食提供に努めること、また児童・生徒アンケートは、タブレットPCの活用を含め実施に向けて検討を進めることをお答えしております。

また、小学校給食の無償化について、スタートはいつからなのか、また財源はどうなっているのかといったことを問われまして、答弁が重複しますが、小学校給食の無償化に向けたスケジュールは、令和6年度当初予算編成過程の中で課題整理のほか、制度の構築などに着手し、早期実現を目指すこと、また中学校給食の無償化は、小学校給食の無償化の実施後、国や東京都の動向、財源等を注視しながら検討する旨お答えしております。

次に、スクールソーシャルワーカーが地域資源等とつながり、効果的に機能することを求めることへの見解を問われ、学校だけでは対応し切れない生活上の問題を社会福祉の視点から関係機関と連携・調整し、子どもたちの健やかな成長と家庭の安定を支援しており、引き続き地域資源等と連携しながら支援に努めることをお答えしております。

また、学校教職員の働き方について、抜本的な業務軽減や削減への着手の必要性を問われ、 本市でも教員の働き方改革を推進し、副校長補佐やスクールサポートスタッフなどの配置等 による具体的な取組を進め、成果を挙げていること、また中学校部活動についても具体的な 取組の方向性を検討し、教員の負担軽減につなげていくことをお答えしております。

次に、江口議員からも小学校給食の無償化について、東京都全体で無償化とする取組にはできないかという内容でのお問い合わせもお受けし、市長会及び教育長会を通じて要望していることと併せ、制度化を要望してただ待つという受け身の姿勢ではなく、立川市が率先すべきであるとの市長の考えをお答えしております。

次に、子どもたちの「生きるチカラ」を育てる教育の推進について、子どもたちが犯罪の 被害者にも加害者にもならないようにしていくための取組について問われ、本市でも警視庁、 東京都、弁護士会と連携し、若者を犯罪者集団から守るための教育に取り組んでおり、この 取組を指導計画に位置付けて実施することについては、校長会と協議し、今後の検討課題と する旨お答えしております。

次に、子どもの安全を守るための子ども用 GPS 発信機購入助成について問われ、有効な施策と考えており、実施自治体での例を参考に、本市でも対象者の範囲や助成金額など有効に活用するための条件を整備した上で、制度化に向けた枠組みを検討していく旨をお答えしております。

所信表明に対する質疑は以上となります。

次に、2ページをお開きください。一般質問については、9月27日から29日までの3日間行われ、17人の議員から質問がありました。教育に関連した質問は表のとおり9人の議員から出されました。主な質疑についてご紹介いたします。

まず、永元議員から学校教育について、東共同調理場の稼働後の実施状況を踏まえ、その 調理体制や対応状況などについて問われました。運営事業者の調理員の増員や市側での指導 強化を図るなど、これまでの事案の反省を踏まえ、給食の提供に努めること、事業者には指 導・監督、要求水準に基づくモニタリングの実施のほか、瑕疵等があればその責任を求める ことをお答えしております。

また、給食の安全管理や質の確保については、本市の学校給食は国の学校給食衛生管理基準及び立川市学校給食衛生管理基準に基づき提供を行っていること、品質確保としては市で献立作成や食材料の発注・検収をしていることのほか、研修などにより従業員の意識向上を図るよう運営事業者に指導していることをお答えしております。

このほか、市としての平和への取組についての質問の中で、教育委員会では平和関連の事業として各種講座や展示、広島への中学生平和学習派遣事業などを実施している旨をお答えし、議員からは現在の中学校1校から1人の派遣を増やす考えはないかを問われましたが、現状の人数が適正な規模であると考えており、令和5年度は行程を2泊3日に延長し充実を図っており、人数を増やすことは今後の検討課題としたい旨をお答えしております。

次に原議員から、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりにむけて、との 質問テーマの中で、学校での特別支援教育について多岐にわたる質問を頂きました。

市では障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的なニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行っていること、就学先の決定に際しては、保護者と合意形成を図りながら進め、本人、保護者の意向を最大限尊重すること、望ましい就学先をお伝えし、それ以外の場では適切な指導や必要な支援が不十分となる可能性があることを保護者へ情報提供し、その点も踏まえサポート体制について保護者と合意形成の下、就学先を決定していることなどをお答えしました。

このほか、通常の学級に在籍する発達特性のある子どもたちへの支援強化を求め、学校支援員の配置や学校介助員制度の充実、特別支援教育コーディネーターとしてのスクールソーシャルワーカーの活用などを求める質問なども頂いております。

次に、あべ議員からは子ども政策に対して子どもの参画を求めての子どもの権利条約に関する質問の中で、学校でのトラブルに際してどのように子どもたちの意見を聞いているのかについて問われ、担任等が丁寧に話を聞くとともに、担任等に話しづらい場合には、養護教諭や特別支援教室担当の教員、スクールカウンセラーなど話をしやすい大人に伝える体制を取っていること、またアンケート調査やいじめの悩み相談レター、心理調査やタブレットPCを活用した定期的な簡易アンケートなど、さまざまな方法で意見を聞く機会を設定していることをお答えしております。

伊藤議員からは教育・子育ての課題として、平和教育について問われ、小・中学生は学習 指導要領に基づき各教科等において平和の尊さについて学んでおり、その大切さを認識して いること、併せて戦争についての語り部が少なくなっている状況下、相手をリスペクトする 心をいかに醸成していくかが平和教育の基本であるとの市長の考えをお伝えしております。

また、デジタル活用の学習については、教員が分かりやすい授業を工夫していくツールの一つであり、子どもたちにとっては自分自身の学習状況や習熟に合わせた学習に取り組んだりすることができる大切なツールの一つとして認識していることをお答えしております。

大沢議員からは学校給食の無償化について問われ、先の議員への答弁内容のほか、無償化の実現を早急に目指す一方で、これまでの各自治体での取組に対しては、自治体間で対応のばらつきがあり、居住している地域により教育費負担に差が生じることに懸念があることについてもお答えしております。

また、学校給食以外の無償化についても問われ、就学援助制度等の現行の支援策を今後も 継続していくこと、無償化については今後の社会動向を見た上で、引き続き研究していくこ とをお答えしております。

瀬議員からは文化芸術の振興についての質問に関連し、立川名画座通り映画祭への市としての支援について問われました。本市のシティプロモーションにつながっていくものと考えており、本市との関わりを整理し、支援の方策等について関係部署と検討していく旨をお答えしております。

条川議員からは子育て支援策での子どもたちの「生きるチカラ」に関する取組を問われ、教育委員会では教育目標として「生きる力をはぐくみ、確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために役立とうとするひとづくり」を掲げており、立川市民科の学習にも取り組んでおります。また、確かな学力、豊かな心、健康・体力の知徳体を関連付け、総合的な視点から変化の激しいこれからの社会を主体的に生きていくための力を育てる教育の充実を図っていることをお答えしております。

大石議員からは無線通信機を活用した児童登下校時の見守りシステムの導入を求める質問がありました。実施自治体での例を参考に制度化に向けた枠組みを検討していく旨をお答えしております。

いしとび議員からも小学校給食費の無償化について問われており、先の議員への答弁内容のほか、令和5年度の児童数で現行水準の学校給食費を無償化した場合には、約4億3,000

万円の財源が必要であることなどをお答えしております。

一般質問の説明は以上となります。

3ページをご覧ください。項番 4の決算総括質問は 10 月 2 日に行われ、市長の決算提案説明を受け、2 人の議員から質問がありました。教育関連の質問は表のとおり 1 名の議員から行われました。

主な質疑でございますが、山本洋輔議員から新学校給食共同調理場について、稼働に至るまでの経緯等政策の評価の必要性の観点の下、昨年度の実施内容や竣工までの総額などを問われました。整備運営事業者と実施設計内容、工事管理計画や工事工程などを確認した上で、スケジュールを管理し、当初予定どおり施設の引き渡しが完了したこと、給食を受け入れるための学校改修工事は令和3年度から6年度にかけて実施する計画で進め、4年度については中学校5校の改修工事を完了し、5年度の主に夏季休業日期間中に工事実施を予定する小学校8校と中学校2校の契約準備行為を行ってきたことをお答えしております。

また、新学校給食共同調理場整備運営事業の令和4年度支出額は約3億5,800万円で、平成31年度から令和4年度までの累計では約14億9,200万円を支出したことなどをお答えしております。

また、新調理場の運営についての委託事業者との調整や協議の状況を問われ、栄養士を含む学校給食課職員や単独調理校栄養士、コンサルタント事業者及び運営事業者による維持管理運営協議会により、厨房機器や食器等の確認、献立や調理工程、食物アレルギー対応の実施方法の確認など協議してきた旨お答えしております。

また、物価高騰下での学校給食費についても問われ、令和4年度の学校給食食材費の高騰対策として、本市の学校給食費改定に準じた計算方法により影響を推計し、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の令和2年を100として比較した場合に、令和4年4月時点では102.8となり、これに応じて令和4年6月より1食当たり10円を補助、また同年10月時点では比率が105.5となったため、同年12月より1食当たりの補助額を15円に見直したことをお答えしました。

このほか砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業での設計変更に至る経緯などを問われました。答弁といたしましては、基本計画に基づく設計を進めてきましたが、この間、説明会等での市民や関係者の皆様からのご意見のほか、議会での審議の状況を踏まえ、設計に反映させるための検討や調整を行い、令和5年3月に実施設計を取りまとめ、議会報告するとともに、市民向けの説明会を開催したこと、また当該地がかつて砂川町役場であったこと、そして砂川地域歴史と文化の資料コーナーの設置の経緯などから、一部の実物展示が可能なスペースを確保し、当初に比べより充実した内容となるよう変更したことについてお答えしております。

決算総括質問については以上となります。

その後、10 月 3 日から 5 日まで、また 10 月 10 日、4 日間にわたりまして決算特別委員会が開催されました。教育費の審議では、学校給食の関連のほか、通訳支援員やスクールソー

シャルワーカーの活動など多岐にわたるご質問やご意見がございました。

次に、文教委員会についてご説明いたします。詳細は15ページをご覧ください。文教委員会は10月26日に開催され、様式2のとおり、陳情1件のほか、行政からの報告10件について質疑が行われ、所管事項質問はございませんでした。

陳情第10号、小・中学校給食費の無償化を求める陳情については、先の第2回定例会文教 委員会において継続審査となっておりましたが、今定例会の文教委員会にて再審査を行い、 不採択となってございます。

報告事項 10 件については、これまでの教育委員会定例会等において協議、報告等を行って おりますので、説明を割愛させていただきます。

3ページにお戻りください。次に、議案審議についてご説明いたします。7議案審議をご覧ください。

まず10月2日審議の補正予算についてでございます。

議案第88号、令和5年度立川市一般会計補正予算(第8号)についての内容でございます。 教育総務課分の臨時事務員等の報酬、また修繕料、中学校施設営繕での修繕料、これに加え 教育支援課の学校介助員報酬につきましては、年度末までの所要額に不足が生ずることから 増額補正をしております。また、生涯学習推進センター分については、古民家園の屋根の修 繕に係る経費、また、こぶし会館の空調設備の修繕に係る経費について増額補正しておりま す。

4ページにお移りください。債務負担行為の補正でございますが、これまで計画に沿った 取組を進めてまいりました第五中学校校舎建替工事につきましては、この議会に令和6年か ら12年度にかけての新たな複数年での債務負担行為の設定をさせていただいております。

指導課の外国語指導助手委託につきましては、令和6年度から3年間の新たな契約をする 前段としての債務負担行為の設定でございます。

次に、10月31日審議の補正予算議案第101号、令和5年度立川市一般会計補正予算(第9号)でございます。こちらは債務負担行為補正のみとなりますが、教育総務課分につきましては、令和6年度以降、用務職の配置を中期的に検討した結果、新たに用務業務を委託化することとしてまいりましたので、それに必要な予算の計上を行っております。

また、第七中学校新体育館建設工事の監理委託につきましては、当初見込みよりも実際に設計した段階で監理に必要な面積等が増加しておりましたので、金額の増加を図っております。

指導課からの債務負担行為補正につきましては、令和6年度3校で試行実施いたします小 学校水泳指導に関わる経費につきまして補正させていただいております。

最後に契約議案でございます。議案第 102 号から 105 号までの 4 件の契約議案につきまして可決されております。

長くなりましたが、議会報告は以上でございます。

〇栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、

ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

- **〇石本委員** お尋ねします。市長所信表明に対する質疑の中の山本議員のオンライン活用についての学校のニーズを把握し対応すべきということについてのご答弁はどのようなものだったのかということと、太陽光発電のパネルの耐用年数は、現在どれぐらいの年数なのか、もしお分かりだったら、以上2つお願いします。
- ○栗原教育長 それでは、佐藤指導課長、お願いいたします。
- ○佐藤指導課長 オンライン活用に関する学校のニーズに対してということでございますが、 不登校解消に対する答弁でございます。本市においても不登校の解消は喫緊の課題であると 認識しておりますので、教育支援センターについても令和4年度からスクールソーシャルワーカー等を配置しておりますが、さらに不登校児童・生徒に対しタブレットPCを活用した授業のオンライン配信や面談といった、遠隔支援を行っているといった答弁をさせていただいております。

以上です。

- ○栗原教育長 鈴木学校施設建替担当課長、お願いいたします。
- ○鈴木学校施設建替担当課長 太陽光パネルの耐用年数ということでございますが、想定15年ぐらいが一般的かと考えられておりますが、メンテナンス等をして長く使っていけるものもあると考えているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

〇小林委員 給食費の無償化について、本当に多くの方が質問されていまして、今の答弁をお聞きして、これは実現しそうかなという思いを持ちましたので、ぜひ実現させていただきたいと思いました。

不登校についての質問が、山本みちよ議員からありますけれども、今まで教育委員会定例 会の中でも何度も出ていましたが、立川市は不登校が重大な問題となっていまして、やはり 東京都や国と比べてもかなり多い数になっております。力を入れなければいけない部分です ので、質問への答弁としても具体的な対策を挙げていただいています。

しつこいようですけれども、スクールソーシャルワーカーの重要性は感じていまして、やはり国や都よりも不登校が多いということは、国や都以上に力を入れるというか、お金をかけなければいけない状況です。子どもが一番相談できる人はスクールソーシャルワーカーなのかなと思います。本当は先生になってほしいけれども、先生の負担も多くなりますので、その部分でやはり人数も増やしてほしいですし、身分も保証してほしいなと思っています。意見、感想です。

それから、先生の働き方改革の部分で、わたなべ議員から質問がありまして、現場の教職 員からの意見を活かすなどしてという発言があります。これは実際にどうなっているのか、 学校としてどういうふうに取り上げているのか、教育委員会まで伝わっているのか、その辺を教えてください。

- **○栗原教育長** 小林委員に確認をしますが、一点目、二点目については小林委員からの意見と 要望という形でよろしいでしょうか。三点目の教職員からの意見については質問ということ でよろしいでしょうか。
- 〇小林委員 はい。
- ○栗原教育長 では佐藤指導課長、お願いいたします。
- ○佐藤指導課長 教職員の意見等については、管理職を通じて先生方の様子を把握させていただいている点はございます。また一方で、指導主事もいろいろな機会を捉えて学校を訪問させていただき、授業への指導のみならず、先生方の声を伺ってくることがあります。そういった中でさらに実態を把握しつつ、またそういった声も活かして、教員の働き方改革の推進を図ろうというところで取り組んでおります。

既に取り組んでおりますが、自動音声応答装置だとか校務支援システムの活用などは、そ ういった声も大いに反映されて実施されているものの1つであると捉えております。 以上です。

- **○栗原教育長** 小林委員、お願いいたします。
- **〇小林委員** 具体的に今までの改善の例が挙げられていますけれども、どういう形で意見を吸い取るかということに関して、いろいろな方法があると思いますが、なるべく本音を聞き出していただきたいなと思います。

それから、先生方がどういう感覚を持っているか、人によって違うと思いますけれども、 やはり自分自身も時間を有効に使って、無駄な作業のないように意識を高めていただくとい うことも大事ではないかと思いますので、学校に強く伝えていただけたらなと思います。 以上です。

- 〇栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。 小柳委員、お願いいたします。
- ○小柳委員 私も小林委員と同じところに目を付けていて、スクールソーシャルワーカーは以前何かでお伺いした時に、正規の職員の方は少なくて、確か会計年度任用職員の方が多かったという印象なのですけれども、確かに立川市は不登校がほかのところより多いので、ここに力を入れるべきだと思うのですが、ほかの市でもスクールソーシャルワーカーは正規の職員は少ないものなのでしょうか。それとも立川市だけが特別に正規職員にしていないだけなのか、他市の状況が分かれば教えていただきたいです。
- **〇栗原教育長** スクールソーシャルワーカーの雇用形態について、佐藤指導課長、お願いいた します。
- **〇佐藤指導課長** スクールソーシャルワーカーの雇用形態等について、それぞれの自治体によって違うところが当然あるのですが、募集要項、また募集要件などを幾つか探ってみましても、本市と大きく違うところはございません。正規職員をたくさん雇用しているところは、

現時点でこちらで把握している中では多くないという認識でございます。

- **〇栗原教育長** 小柳委員、お願いいたします。
- **〇小柳委員** 立川市で不登校の問題が多いというのはショックで、何とかしたいと思っている のですけれども、スクールソーシャルワーカーを増やせないのであれば、先生を増やしたい のですが、それは東京都が決めるからできないのかと思います。

素人の考えで申し訳ないのですけれども、立川市で先生を採用して増やすというのはできないのかなと思っています。会社でも正社員の人がいて、派遣社員がいて働いているように、市役所でも正規職員の方がいて、会計年度任用職員の方がいらっしゃるという勤務形態があると思うのですけれども、学校でもそういうのがあってもいいのではないかと思っています。立川市で採用ということであれば、立川市でしか異動しないので、立川市は確か交通の便がいいので人気があると聞いたことがあって、そういったことがあると先生が増えるわけですので、支援員が増えるのと先生が増えるのとどちらが先生たちにとって楽になるのかというのは、先生たちに聞いてみないと分からないのですけれども、素人目で見ると先生が増えたほうが子どもたちのためにもなるし、先生たちもコミュニケーションを取りやすいのかなと思いました。

意見というか感想になってしまうのですけれども、以上です。

○栗原教育長 教員の市独自の採用ということについて、少し説明していただければと思います。

佐藤指導課長、お願いします。

〇佐藤指導課長 教員の採用については、小柳委員ご指摘のように東京都で一括して採用して、 それぞれの区市町村に配置という形になっております。

ただ、一方で市独自の教員というものもできなくはないかと思うのですが、市の職員という立場になると思いますので、教育委員会だけではなく、市全体の人事のポストといったものに関わってくると捉えております。

また一方で、他の区市でも固有の教員を採用していたケースはございます。今も続いているかもしれませんが、それが縮小傾向にあるというところもございますので、独自での採用という部分は何かしら効果も見込まれますが、課題等も多いのではないかと認識しております。

以上です。

○栗原教育長 そういったことで課題は多く、今それに踏み切るような現状ではないというの が市の認識となります。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほか、ございませんので、これで報告(1)令和5年第3回立川市議会定例会報告について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 立川市社会教育関係団体の登録更新について

○栗原教育長 続きまして、1 報告(2) 立川市社会教育関係団体の登録更新について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、立川市社会教育関係団体の登録更新につきまして、 生涯学習推進センターより報告いたします。

この制度につきましては、市内の団体が社会教育活動、あるいは生涯学習活動を行うに当たりまして、社会教育関係団体の登録をすることによって、社会教育、生涯学習関係施設、私どもが持っている学習館であるとか学習等供用施設、あるいは体育施設などの使用料を減額、免除し、または活動に興味のある市民に団体を紹介することなどを行いまして、社会教育活動の支援、促進を行い、市が掲げる生涯学習社会の実現を推進することを目的としてございます。

なお、この制度でございますが、登録の有効期間は3年間でございまして、3年ごとに更新してございます。今年が有効期限の最終年度でございますので、更新手続きをお願いしてございます。その更新作業を完了いたしましたので、報告させていただきます。

まず、登録更新事務日程でございますが、5月25日にその時点での登録団体1,296団体に 更新書類を送付させていただいております。更新手続き締切が6月30日ということで申請を 頂きまして、申請がなかった団体には督促などを行い、審査が完了した後、8月中旬から順 次登録証を送付いたしました。

なお、登録更新の内容に更新確認書による登録更新団体 33 団体でございますが、この 33 団体は令和 5 年 1 月から 8 月末までに直近で新規登録した団体でございます。こちらにつきましては、登録したばかりで間もないということでございますので、更新手続きはかなり書類がございますので、それを省略して、その後の活動が継続されるかどうかを確認しまして、更新という形を取ってございます。最終的に登録更新した団体が 1,111 団体になってございます。

また、更新しなかった団体の内訳でございますが、まず解散の届出があった団体は38団体ございました。それから、私どもから更新手続きのご案内に対して未更新、あるいは更新しません、解散といった意思表示もなく、更新しなかった団体が178団体ございました。さらに、申請いただきましたが、審査の上、営業活動と判断して、手続き上は登録しなかったということで、継続しなかったという団体が2団体ございました。やりとりしてご理解いただいたと理解してございます。

簡単でございますが、報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご 質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

- **○小柳委員** 一番下の段にある内訳のところで、未更新による登録取消団体が178団体あるということなのですけれども、3年に1回更新すると大体このぐらいの数の団体が毎回、取消になるというものなのでしょうか。初めて見て、数が多いなという印象を受けました。
- ○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。
- **○庄司生涯学習推進センター長** 前回が3年前更新してございますが、161 団体ございました。 おおむねこの数ぐらいの団体が高齢化であるとか、地域活動ができなくなったとか、メンバーがいなくなってしまったとか、構成要件を満たさなくなったといったことで、事実上解散になるということがございます。そういった状況ということで、こちらのヒアリングもできてございませんので、個別の状況は分かりませんが、そういった状況と理解しているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長の話でいうと、3年前とほぼ同数ということで、 特段今回が多いということではなく、3年に一度このぐらいの数字はあるということだそう です。

ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

〇小林委員 更新書類を送付して、締切後もさらに未提出の団体へはがきを送付しているのは、 とても親切でいいことだなと思いました。 忘れてしまったりとか見落としたりということが ありますので、これで一回催促して、それでも 178 団体ということだと思います。 それは致 し方ないのかなと思いました。

内訳の最後のところで、登録取消となった2団体について、今ご説明いただいて、営業活動だったということなのですが、継続して途中で登録取消になったということで、それまでは営業活動していなかったということなのでしょうか。

- ○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。
- **○庄司生涯学習推進センター長** この2団体ですけれども、両方とも直近で活動してございました。ただ、私どもは実態把握できていなかったのが正直なところです。更新の時に改めて書類に疑義がございました。全ての団体の書類を見ている中で月謝の部分の書きぶりに疑義があったところで、団体にヒアリングをかけまして、面接させていただいて、営業活動が認められたということで、本人たちもそういったことを認めたということでございますので、直近までやっていたのかもしれませんし、やっていなかったのかもしれませんが、今回それらの書類が出てきてまいりましたので、改めて是正という形で更新しなかったということになります。
- **○栗原教育長** 小林委員、お願いいたします。
- **〇小林委員** しっかりチェックしていただいたということで、今後もそのようにお願いいたします。
- **○栗原教育長** 講師の先生をお招きして、謝礼を支払っているという例はいろいろな団体でも

あると思うのですが、謝礼ではなくて個人の私塾のような形になっていると、営利を目的に しているということで、社会教育関係団体として対象外という判断をしているといった考え でよろしいでしょうか。

庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

- **○庄司生涯学習推進センター長** まさにそういうことでして、講師が自らこの会をつくって、 塾的にやるというケースが散見されます。また、そういったご相談はあります。そうします と民間の教室と一緒になってしまいまして、営業活動になってしまいます。その会の趣旨で 集まって勉強する中で、外部の講師を呼ぶことについては構わないのですが、講師が主体的 に生徒を募ったりすることは営業活動ですので、そういったところを私どもはしっかり把握 しなければいけないと思っております。
- **○栗原教育長** 小林委員、お願いいたします。
- **〇小林委員** 今のご説明でよく分かりましたけれども、金額の大小には関係ないでしょうか。
- **○栗原教育長** 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。
- **○庄司生涯学習推進センター長** 金額の大きさだとなかなか難しくなってくるので、まず講師が主体的に生徒を募っている場合は対象外です。無料であれば当然教育活動ということになるのかもしれませんけれども、そこは実態を把握して、講師料の内訳がどうなっているかというところも確認させていただいています。基本的には金額の多寡ではなくて、対象とすることが難しい案件でございます。
- **〇栗原教育長** ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほか、ないようでございます。

これで、報告(2)立川市社会教育関係団体の登録更新について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。次回第23回定例会は、令和5年12月15日金曜日13時30分から、205会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和5年第22回立川市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時22分

署名委員				
•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

教育長